

まちづくりを学びましょう

●住所＝串間市大字西方5500-2 ●☎/FAX＝0987-27-3075 ●開館日＝平日 午前9時～午後6時
●メール＝kushimageinin@kdd.biglobe.ne.jp ●HP＝http://kushima-panerp.com/

・若者講座
・女子カフェ
・シニア講座
対象を絞っていますので、自分にぴったりのものがあり初めてでも参加しやすい講座です。
また、今現在市民活動を行っている方向けに運

興味はあるけど、きつかけがない。もっと勉強したいけどどうしたらいい？
自分の住むまちについて、また、まちづくりに関心がある市民が多くなってきた串間市。ネットやSNSを見てもまちについての投稿や反応がとて多いと感じています。
パナップでは、まちづくりに参加したい、学びたい、市民の一つのきっかけとして、今年度より毎月「市民まちづくり講座」を開催しています。



市民まちづくり講座の様子

●サポーター講座
●ウェブ講座
また著名な講師を招き、他地域の事例や先進事例が学べる講演会を企画しています。
学んだことを市民活動や普段の生活の中にも生かしてもらえればと考えます。
パナップは市民活動に携わる市民が一人でも多くなり、地域の課題が一つひとつ市民の力で解決できればという思いがあります。講座に参加していただき、私たちのまちの今を知ってください。

子育て支援情報

児童扶養手当について

児童扶養手当についてお知らせします。



児童扶養手当は、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を育成する、ひとり親家庭の父または母などに支給される手当です。この手当は、対象となるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

支給資格

- 次のいずれかの条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子、または一定の障がいがある場合は、20歳未満の子）を監護している父、母または父母にかわってその児童を養育している養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）が受給できます。
- ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父（母）が死亡した児童
 - ③父（母）が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
 - ④父（母）に引き続き一年以上遺棄されている児童
 - ⑤父（母）が生死不明の児童
 - ⑥父（母）が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
 - ⑦母の婚姻（事実婚も含む）によらないで生まれた児童

⑧父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

●支給対象外（児童）

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②里親に委託されているとき
- ③児童が請求者と異なる父（母）と生計を同じくしているとき
- ④児童が父（母）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき
- ⑤児童福祉施設および障がい者福祉施設に入所しているとき

●支給対象外（父母）

父（母）が婚姻の届出をしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係も含む）にあるとき

手当額（平成28年8月1日現在）

受給者の所得に応じて全部支給・一部支給に区分され、一部支給の場合は、所得金額に応じて手当額および加算額が異なります。

《全部支給》

児童1人につき42,330円
（2人目のときは、10,000円加算、3人目以降は1人につき6,000円加算）

《一部支給》

児童1人につき42,320円～9,990円の範囲

（2人目のときは、9,990円～5,000円加算、3人目以降は1人につき5,990円～3,000円加算）

※手当額については、物価指数によって変動します。

※2人目以降の加算額については平成28年8月分から適用されますが、対象となる支給月は平成28年12月からとなります。

●支給制限

受給資格者および扶養義務者などの前年の所得が児童扶養手当で定める所得限度額以上ある場合は、手当が年間支給停止になります（詳しくはこども政策係までお問い合わせください）。

●手当を受ける手続き

手当を受けるには、串間市福祉事務所認定請求の手続きをしてください（受給資格があっても申請の手続きをしないと手当は受けられません）。

手続きに来られる際は、申請に必要な書類についての説明などがありますので、必ず事前に係の方へ電話などでお問い合わせください。

●問い合わせ先Ⅱ福祉事務所こども政策係 ☎72-0333（内線507）



県知事と若手職員との活発な意見交換が行われました！



地方創生特命部長
矢後雅司の
部長日記



役場でくるまthe談義

る機会はなかなかないので、充実した意見交換となるよう、事前に勉強会を複数回開催し、各自が持っている問題意識やアイデアなどを共有し、県に対する単なる要望ではなく、県と連携した前向きな提案になるよう、庁内で意見交換を重ねました。
県と市が連携・協力してどのように地域を良くしていくのか、具体的に考える良いきっかけになったのではないかと思います。講演会をただ聞いて満足するのではなく、主体的に物事を考え、それを深めていく、そのような勉強会を続けていければと思います。